

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第25号

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p><u>(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> <u>一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(6)から(20)まで &lt;省略&gt;</p> <p>2 前項第5号の2及び第10号から第13号までの休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を使用することができる。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(6)から(20)まで &lt;省略&gt;</p> <p>2 前項第10号から第13号までの休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。</p>

3及び4 <省略>

3及び4 <省略>

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。